

# 贈収賄防止と腐敗防止

グローバルコンプライアンスポリシー | 2023年2月1日発効



印刷または複製された文書は、管理文書ではありません。すべての管理文書は、[Wesco倫理・コンプライアンスのイントラネットサイト \(Compass\)](#) に電子形式で保管されています。

## 目的

政府高官や民間部門の個人との取引における贈収賄、不適切な支払、または腐敗したビジネス慣行を容認しないWescoの断固とした方針を確認します。「政府関係者」という言葉は広義であり（下記の定義を参照）、あらゆるレベルの政府職員や、政府が所有または管理する事業の職員が含まれることに留意してください。また、本ポリシーは、財務会計責任に関連する記録保持の要件も扱っています。

## 適用範囲

本ポリシーは、WescoおよびWescoが管理する事業（以下、「Wesco」または「当社」）の全従業員、およびWescoの代理として活動する個人または法人（以下、「ビジネスパートナー」）に適用されます。これは、会社が事業を行うすべての地域と拠点に適用されます。また、営利団体やその従業員、政府関係者や政府が所有または管理する団体の従業員とのすべての交流に適用されます。本ポリシーで「従業員」と呼ばれる者には、正社員、パートタイム、派遣社員、およびWescoのすべての役員や取締役が含まれません。

## ポリシーの概要

Wescoは、会社が事業を行うすべての地域において、贈収賄と汚職に対して断固たる措置を取っています。いかなる場合においても、従業員は直接的または間接的に**贈収賄**や**不正な商習慣**に関与してはなりません。つまり、自分自身または会社のために、不適切または非倫理的な金銭的または事業的利益を得るために、Wescoのために**価値のあるもの**を支払ったり、支払を約束したりしてはいけません。本ポリシーでは、Wescoのために働く社員およびビジネスパートナーが、Wescoのために、またはWescoの利益のために不適切な金銭的またはビジネス上の利益を得るために、第三者（商取引上のものを含む）から賄賂または価値のあるものを要求したり受け取ったりすることも禁止しています。

賄賂の支払や受領を拒否することで、たとえそれが取引上の損失やコスト増につながったとしても、従業員が罰せられることはありません。



## ポリシーの詳細 私たちの取り組み

### 法令遵守

Wescoはグローバル企業であり、事業を展開するすべての国の贈収賄防止および汚職防止に関する法律および規制を遵守しなければなりません、これらに限定されません。

- 米国の海外腐敗行為防止法（「FCPA」）
- 英国の贈収賄防止法
- ブラジルの企業腐敗防止法
- フランスのサパンII法（腐敗防止法）

米国を拠点とする企業として、FCPAは当社の世界中の社員と業務に適用されます。

### 厳格な実施

Wescoは、あらゆる形態の贈収賄や汚職的な商習慣を厳しく禁じており、当社の事業活動においてこれらが発生しないように措置を講じます。以下に説明する違反者への影響に加えて、当社は、適切な場合には、汚職または贈収賄の問題に関連する法執行機関に照会することがあります。

**従業員** Wescoのビジネス取引の過程で、本ポリシーの要件と原則に違反した従業員は、解雇を含む懲戒処分の対象となります。

**ビジネスパートナー** 本ポリシーに違反したビジネスパートナーは、Wescoとの取引関係を解消される可能性があります。

## 特定の活動に関する規則

### 見た目も重要

本ポリシーでは、Wescoの財務上またはビジネス上の不適切な利益を得る、または保持する目的で、政府役人、その他の人物または団体を巻き込んだ贈収賄または汚職行為に参加することを禁止します。また、違法または不適切な目的を意図しているように見える活動も避ける必要があります。

### 許可される内容

政府関係者が関与する支払がすべて違法というわけではありません。以下の活動において、次の場合、限定的な支払が許可される場合があります。

- 事前に倫理・コンプライアンス統括責任者または地域のコンプライアンス担当者が承認している場合。および
- それがWesco社の帳簿および記録に正しく記録されている場合。

**政治献金。** Wescoは政党や候補者に献金せず、Wescoの顧問弁護士またはその被指名人が事前に書面で承認しない限り、Wescoによる、またはWescoの利益のための政治献金は一切禁止されています。ただし、本ポリシーは、従業員または第三者の個人的な政治活動や慈善活動が会社の事業と無関係である場合に、それを制限するものではありません。

**慈善事業への寄付。** Wescoは、現地の法律や慣行の下で合法的かつ倫理的であり、慈善事業への寄付に関するWescoのポリシーに従った慈善活動を認めています。ただし、政府関係者に関連する、または政府関係者の要請による団体（政府関係者またはその家族が理事、取締役、役員を務める団体など）には、慈善寄付を行ってはけません。そのような寄付は政府関係者への支払または利益とみなされ、贈収賄防止法および本ポリシーに違反する可能性があるためです。

**便宜に対する支払。** 便宜に対する支払とは、通常、地位の低い政府職員によって、支払者が法的に権利を有するサービス（例えば、輸出入のすべての法的要件を満たす商品に対する税関による輸出入の許可、警察の保護、旅行ビザの承認など）を受けるために、その職員から求められる少額の支払のことで、従業員が便宜に対する支払を求められた場合、またはビジネスパートナーがWescoに代わって便宜に対する支払を行ったことを知った場合、従業員はこれを拒否し、速やかに地域のコンプライアンス担当者または倫理・コンプライアンス統括責任者にその旨を報告しなければなりません。

支払の要求が身体的危害の差し迫った脅威を伴うような極端な状況もあり得ます。そのような場合は、安全を第一に考えて支払を行い、できるだけ早く上司と地域のコンプライアンス担当者または倫理・コンプライアンス統括責任者に報告する必要があります。

**正当な接待またはマーケティング費用。** 会社は、以下の場合に限り、政府関係者の食事、旅行、または宿泊にかかる合理的な費用を支払うことができます。

- その経費が合理的かつ正当なものである場合。
- 現地の法律がその支払を禁止していない場合。および
- このような費用がWescoの製品またはサービスの実演や説明、または、契約の締結に直接関連する場合。

私的な個人に対する同様の費用の支払も、当社のグローバルな贈答および接待ポリシーのガイドラインに従う限り、許可されています。

**贈答品。**業務上の贈答品は、以下の条件を満たす限り、私的な（すなわち非政府の）個人に対して贈ることができます。

- 現地の法律で認められている場合。
- ビジネス上の礼儀として慣習的に行われている場合。
- 不適切な経営判断に報いたり、奨励したりすることを意図していない場合。
- 受取人の雇用主が許可した場合。および
- 現金または現金同等物では決してなく、名目的な価値を有する場合。

受領者に不適切な影響を与えることを意図した、あるいはそのように見える贈答は禁止されています。政府関係者への贈答品や儀礼は通常許されず、該当する事業部門の執行副社長およびWescoの倫理・コンプライアンスオフィスまたは地域のコンプライアンス担当者による事前承認が必要です。

## 禁則事項

本ポリシーでは、以下の行為を固く禁じています。

- 政府役人や政府系企業の従業員に影響を与えたり、会社のために違法または非倫理的なビジネス上の利益を得るために、金銭または価値のあるものを約束したり贈与したりすること。
- 営利団体の従業員に影響を与えたり、会社のために違法または非倫理的なビジネス上の利益を得るために、金銭または価値のあるものを約束または提供すること。
- 違法または非倫理的なビジネス上の利益を得るために、価値のあるものを要求または受領すること。または
- その全部または一部が不正または非倫理的な目的のために提供または贈与されることが分かっている、または疑われている場合に、金銭や価値のあるものを提供することを第三者に許可または承認すること。

本ポリシーは、本ポリシーで禁止されている行為が一般的であったり、文化的に容認されている地域であっても、現地の習慣や伝統よりも厳しく適用されます。

## 記録保持義務

Wescoは、会社資産のすべての取引、支払、処分を正確に反映した帳簿、記録、会計を作成することが法的に義務付けられています。会社は、以下を

保証するために、さらに内部会計統制システムを維持する必要があります。

- 取引が適切な経営者の承認を受けていること。
- 会社の資産へのアクセスが、経営陣によって許可された者に限定されていること。および
- 会社の財務諸表が、一般に認められた会計原則に準拠していること。

**特定の規則と要求事項** 従業員は、会社の帳簿および記録にすべての支払およびその他の項目を正しく記録する必要があります。取引の偽装や虚偽の説明、会社の内部統制の回避、記録されていない会社の資金、つまり「帳簿外」の資金の使用は、違法な支払がない場合でも、腐敗防止法および本ポリシーに違反する可能性があります。従業員は、腐敗防止法の記録保持義務に違反しないよう、以下の規則を遵守する必要があります。

- 会社のために行われる支払は、適切な文書による承認と裏付けが必要です。
- 政府役人への価値のあるものの提供を伴う取引は、Wesco Levels of Authority (Wesco権限レベル) を遵守し、適切な事業部門の執行副社長の承認を受け、Wescoの倫理・コンプライアンスオフィスまたは地域のコンプライアンス担当者による書面による承認が必要です。
- また、政府役人に価値のあるものを提供するすべての承認された取引は、一般に認められた会計原則に従って記録し、支払先、支払の目的およびその価値を特定する裏付け文書とともに追跡する必要があります。および
- 実際の目的が裏付け文書で指定されたものと異なる場合、支払は認められません。

## ビジネスパートナー

Wescoは、当社の代理として行動するビジネスパートナーの不正行為に対して責任を負う可能性があります。したがって、当社は、贈収賄や汚職への関与を試みることのないビジネスパートナーを使用するよう注意する必要があります。また、当社は、ビジネスパートナーが本ポリシーや適用される法律の違反につながるような状況を避ける必要があります。ビジネスパートナーとの取引において、以下の規則とガイドラインを遵守してください。

**ポリシーの遵守。** ビジネスパートナーは、Wescoのビジネスパートナー腐敗防止ポリシーに従って一貫して行動することが要求されます。

**ポリシーのサインオフと審査。** Wescoから支払を受ける前に、ビジネスパートナーはWescoのビジネスパートナー腐敗防止ポリシーに従うことに同意し、ビジネスパートナーが倫理・コンプライアンスオフィスによって審査が必要であると特定された審査カテゴリーのいずれかに該当する場合は、適正評価審査手続きを受ける必要があります。

審査が必要なカテゴリーは、サービスを提供する国、提供するサービスの性質（政府関係者とのやりとりが必要かどうかなど）、提供する業務に関連するその他のリスク要因に基づいて決定されます。審査対象となるビジネスパートナーのカテゴリーは、Compass上のイントラネットサイト「[倫理・コンプライアンス](#)」の「ビジネスパートナーコンプライアンスプログラム」セクションに最新のリストが掲載されています。例えば、運送取扱人、販売代理店、コミッション獲得代理店、規制コンサルタントなどです。

**運送取扱人と通関業者。** 当社が通関業者や運送取扱人と契約する前に、その業者や運送取扱人はWescoの取引コンプライアンス部門から承認を受ける必要があります。

**能力ベース。** ビジネスパートナーは、能力主義で選ばなければなりません。

**リスク軽減のための規定。** 法務部門の判断により、一部のビジネスパートナーとの契約書では、潜在的な不正支払のリスクを軽減するための特定の条項が必要となる場合があります。

**合理的なコスト。** ビジネスパートナーへの支払は、彼らが提供するサービスに対して慣習的かつ合理的なものでなければなりません。

**正確な記録。** ビジネスパートナーへの支払は、Wescoの帳簿と記録に適切に反映されなければなりません。

**非現金決済。** ビジネスパートナーに現金で支払うことはできません。

**会計の透明性。** 当社は、ビジネスパートナーの銀行口座への支払は、ビジネスパートナーの名義で、かつ、ビジネスパートナーが

- 居住、または、
- 対応するサービスを提供する国の銀行口座にのみ行うことができるものとしします。

ビジネスパートナーが「ビジネスパートナー腐敗防止ポリシー」を遵守していない懸念がある場合、当社は取引関係を終了することがあります。

誰と取引しているのか、なぜ、いつ、誰に資金を放出するのかを把握しておくことが肝要です。

## 管理職の追加の責務

管理者は直属の部下に、本ポリシーと関連する会社のポリシーおよび手続きを読み、理解し、遵守するよう徹底させる必要があります。また、管理者はビジネスパートナーの雇用、維持、使用に関する会社の手続きを理解し、それに従う必要があります。最も重要なことは、従業員から「誰かが本ポリシーに違反している可能性がある」という報告を受けた場合、速やかに倫理・コンプライアンスオフィスに連絡することです。このような報告をした従業員に対する報復と解釈されるような行動は避けてください。

## 定義

**価値のあるもの** - 現金、ギフトカード、その他の金銭同等物、贈答品、旅費、食事、接待、友人や親戚への雇用やコンサルティング契約の申し出、宣伝費、会社の株式や配当、融資、慈善寄付や政治献金、ビジネスや投資の機会、材料、施設、設備の使用などが含まれますが、これらに限定されるものではありません。本ポリシーではその目的上、「価値のあるもの」について価値の下限はありません。たとえ小さな贈り物でも「価値のあるもの」です。

**ビジネスパートナー** - 請負業者、インテグレーター、再販業者、チャンネルパートナー、コンサルタント、専門アドバイザー、ジョイントベンチャーパートナー、通関業者、運送取扱人、輸送または物流業者、販売代理店、その他WescoのためにまたはWescoに代わってサービスを提供する第三者が含まれます。

**賄賂または贈収賄** - 本ポリシーで使用される賄賂には、従業員が直接行ったか第三者に承認して行ったかに関わらず、ビジネスを獲得または維持する、收受者が公的地位を悪用する、またはWescoのために不適切な利益を得るよう誘導する、といった不正な意図をもって、個人または団体に何らかの有価物を支払う、提供する、または約束することが、すべて含まれます。



**汚職または腐敗したビジネス慣行** - 広義には、キックバック、贈収賄、影響力の斡旋、強要、資金の横領のように、権力、影響力または地位の誤用または乱用を含む不正なまたは詐欺的なビジネス行為を指します。

**政府関係者** - 「政府関係者」の定義は幅広く、地方、州、地域、国のあらゆるレベルまたは下位の政府において、行政、立法、司法の地位にあるすべての人が含まれます。また、以下も含まれる場合があります。

- 世界銀行などの公的な国際機関の職員や代理人。
- 米国、カナダ、その他の国の部族や国民など、主権的地位を有する先住民族の従業員または役人。
- 公職の候補者。
- 政党または政党の役員、職員または代表者。
- 軍事組織のメンバー。
- 大学、病院、公益事業など、政府によって所有または管理されている機関の職員または従業員。または
- 国有または国営企業など、政府が管理または所有する企業または事業の従業員。

## 相談窓口

## 関連資料

本ポリシーの内容に関連するWescoの資料が他にもあります。詳しくは、以下の補足資料が参考になります。

- [Wesco企業行動規範](#)
- [グローバル利益相反ポリシー](#)
- [政府機関とのグローバルな取引に関するポリシー](#)
- [グローバルな贈答および接待ポリシー](#)
- [Wescoビジネスパートナー腐敗防止ポリシー](#)
- [ビジネスパートナー選定ガイドライン](#)

## トレーニング

当社は、当社のすべての取締役、役員および従業員に対し、適宜、腐敗防止に関するトレーニングを実施しています。必要なトレーニングに参加しない従業員は、懲戒処分を受ける可能性があります。

## ご質問がある場合

会社の帳簿および記録について。帳簿、記録、財務報告に関するご質問は、会社の最高財務責任者、最高会計責任者、または地域の財務担当役員にお問い合わせください。

本ポリシーまたは関連する法的要件の遵守についてご質問がある場合は、Wesco法務部またはWesco倫理・コンプライアンスオフィス ([ethics@wesco.com](mailto:ethics@wesco.com)) にお問い合わせください。

## 違反と報告義務

### 本ポリシーに違反した場合の結果

本ポリシーに違反した社員、他人の違反の証拠を隠したり破壊したりした社員、監査や調査に協力することを拒否した社員は、適用法およびWescoのポリシーに基づき、解雇を含む懲罰の対象となります。

### 報告先

本ポリシーに違反する可能性に気づいた場合、またはその疑いがある場合は、以下のいずれかに報告してください。

- Wesco倫理・コンプライアンスオフィス：
  - プライマリー： [ethics@wesco.com](mailto:ethics@wesco.com)
  - APAC： [ethics.APAC@wesco.com](mailto:ethics.APAC@wesco.com)
  - CALA： [ethics.CALA@wesco.com](mailto:ethics.CALA@wesco.com)
  - EMEA： [ethics.EMEA@wesco.com](mailto:ethics.EMEA@wesco.com)
- 法務部
- 内部監査
- Wescoビジネスインテグリティライン：
  - オンライン： <https://wescodist.ethicspoint.com>
  - 米国およびカナダでのフリーダイヤル： 1-866-873-2376
  - 北米以外のフリーダイヤル番号については、以下をご参照ください。 <https://wescodist.ethicspoint.com>
  - **注意:** 匿名で報告することができます
- 人事部
- 上司、上司の上司、またはその他の管理職のメンバー

### 私たちの取り組み

**公正な調査。** Wescoは、法律または本ポリシーに違反する行為があったことを示す信憑性のある報告を受けた場合、速やかに調査を行い、その結果に基づき、適切な是正措置を講じます。

**報復の禁止。**Wescoは、たとえ根拠がないことが判明した場合でも、誠実に懸念を表明した人に報復することはありません。懸念を表明した後に、懲戒処分、脅迫、その他の不利な扱いを受けたと思われる場合は、上記の「報告先」セクションに記載されている相談窓口のいずれかに連絡してください。